

○君津市都市公園の有料公園施設の管理に関する規則

昭和50年9月1日

規則第30号

改正 昭和54年3月31日規則第17号

昭和55年10月1日規則第28号

昭和57年4月1日規則第16号

昭和58年7月1日規則第22号

昭和59年6月30日規則第32号

昭和61年3月31日規則第17号

昭和62年3月31日規則第11号

平成7年3月31日規則第15号

平成9年2月12日規則第2号

平成11年3月31日規則第13号

平成15年12月26日規則第52号

平成17年7月1日規則第26号

平成17年12月28日規則第53号

平成20年3月28日規則第16号

平成28年3月30日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市都市公園条例（昭和47年君津市条例第14号。以下「条例」という。）第8条第1項に規定する有料公園施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間等)

第2条 条例第8条第6項に規定する有料公園施設の使用期間及び使用時間は、別表のとおりとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用期間及び使用時間を変更することができる。

(使用の申請及び許可等)

第3条 条例第8条第2項に規定する有料公園施設の使用の許可又は許可に係る事項の変更等の許可の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に

提出することにより行うものとする。

(1) 使用の許可を受けようとするとき。 有料公園施設（市民体育館）使用許可申請書（別記第1号様式）、有料公園施設（運動公園）使用許可申請書（別記第2号様式）又は有料公園施設（緩衝緑地）使用許可申請書（別記第3号様式）

(2) 使用の内容を変更しようとするとき。 有料公園施設使用変更許可申請書（別記第4号様式）

(3) 使用の取消しをしようとするとき。 有料公園施設使用取消許可申請書（別記第5号様式）

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、許可の可否を決定するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決定書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(1) 前項第1号の申請に係る通知 有料公園施設使用許可（不許可）決定書（別記第6号様式）

(2) 前項第2号の申請に係る通知 有料公園施設使用変更許可（不許可）決定書（別記第7号様式）

(3) 前項第3号の申請に係る通知 有料公園施設使用取消許可（不許可）決定書（別記第8号様式）

3 市長は、前項第1号又は第2号の規定による許可の決定を行う場合において、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、その使用日時を調整することができる。

4 使用者（条例第8条第2項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けた者に限る。以下同じ。）は、有料公園施設を使用する際に第2項第1号又は第2号の決定書を市長に提示しなければならない。

（使用者の義務等）

第4条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設等を損傷し、又は滅失しないこと。

(2) 許可を受けた施設等以外のものを使用しないこと。

(3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 施設内で飲酒等をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、有料公園施設の管理上必要な指示に反する行為をしな

いこと。

2 市長は、使用者が前項の事項を遵守していないと認めるときは、条例第8条第5項の規定により有料公園施設の使用を停止させ、若しくは制限し、又は当該使用者を退場させることができる。

(使用の許可の取消し)

第5条 市長は、条例第8条第5項の規定により使用の許可を取り消したときは、その旨を有料公園施設使用許可取消通知書（別記第9号様式）により当該使用者に通知するものとする。

(準備及び原状回復)

第6条 有料公園施設の使用の準備及び原状回復は、市長の指示に従い、すべて使用者が行わなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 条例第27条第1項の規定により指定管理者が有料公園施設の管理を行う場合においては、第3条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか有料公園施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和50年9月1日から施行する。

2 君津市内みのわ運動公園水泳場及び卓球場兼更衣室管理規則（昭和40年君津市規則第30号）は廃止する。

附 則（昭和54年3月31日規則第17号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月1日規則第28号）

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日規則第16号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年7月1日規則第22号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月 30 日規則第 32 号）

この規則は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 31 日規則第 11 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 31 日規則第 15 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 2 月 12 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 26 日規則第 52 号）

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、別表内みのわ運動公園の項の改正規定（「図書室は、午前 10 時から午後 5 時まで」を削る部分を除く。）は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 1 日規則第 26 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日規則第 53 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 16 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 12 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表

	施設名	使用期間	使用時間
内	市民体育館	1 月 4 日から 12 月 27 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
み	水泳場	7 月 20 日から 8 月 31 日まで	午前 10 時から午後 5 時まで

の わ 運 動 公 園 君 津 緩 衝 緑 地	卓球場	1月4日から12月27日まで ただし、7月1日から9月10 日までの期間を除く。	午前9時から午後9時まで
	野球場	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
	庭球場	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後9時まで
	陸上競技場	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
	スポーツ広場	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
	野外ステージ	1月4日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
庭球場	1月3日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで 日曜日及び休日（国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休 日をいう。）は、午前9時から午後7 時まで	

備考

- 1 施設（水泳場を除く。）の休日は、毎週月曜日（月曜日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日以降においてその日に最も近い休日でない日）とする。ただし、君津緩衝緑地の庭球場は、月曜日が祝日法に規定する休日に当たるときは休日としない。
- 2 野球場、陸上競技場及びスポーツ広場については、6月1日から9月30日までの間、この表に規定する使用時間のほか、午前7時から午前9時まで又は午後5時から午後7時までの時間帯を使用することができる。

別記様式 省略